

1 募集職種

しよくしゅ 職 種	しよくむないよう 職 務 内 容	ひつよう めんきよ 必 要 な 免 許
こうしとう 講師等 (りんじこうし 臨時講師・ ひじょうきんこうし 非常勤講師)	りんじこうし じょうきん きょうゆ ようごきょうゆとう 臨時講師（常勤）は、教諭、養護教諭等に じゅん しよくむ じゅうじ 準ずる職務に従事します。 ひじょうきんこうし しゅう き じかんわり 非常勤講師は、週あたり決まった時間割に おう きんむ 応じて勤務します。	きょういんめんきよ 教員免許
じむしよくいん 事務職員	けんりつがっこう おこな いっぱんじむ じゅうじ 県立学校で行う一般事務に従事します。	
えいようし 栄養士	けんりつとくべつしえんがっこう おこな じどうきゅうしよくとう 県立特別支援学校で行う児童給食等 せんもんてきぎょうむ じゅうじ の専門的業務に従事します。	えいようし 栄養士
こうむいん 校務員	けんりつがっこう おこな こうしゃないがい せいそうとう 県立学校で行う校舎内外の清掃等 かんきょうせいび しょさぎょう おこな 環境整備の諸作業を行います。	
じっしゅういん 実習員	しよくぎょうがつか せつち けんりつがっこう おこな 職業学科を設置する県立学校で行う じっしゅう ほじよさぎょう おこな 実習の補助作業を行います。	
ちょうりいん 調理員	けんりつ とくべつ しえん がっこう とう きしゅくしゃ また 県立特別支援学校等の寄宿舎又は きゅうしよくしせつ おこな ちょうりぎょうむおよ すいじ 給食施設で行う調理業務及び炊事・ はいぜんとう さぎょう おこな 配膳等の作業を行います。	ちょうりし 調理師

※ 免許が必要な職種への応募には、該当する免許（有効期限内）を

取得していることが必要です。

2 しかく 資格

い か じょうけん こうしとう じょうけん み かた
以下の①～③の条件（講師等は①～④の条件）をすべて満たす方が

とうろく
登録できます。

① しんたいしょうがいしゃてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう りょういくてちょう
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳

すく も かた
の少なくともいずれかを持っている方

※ しょうがいしゃしよくぎょうせんたーとう こうてきはんていきかん ちてきしょう しゃ
障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がい者と

はんてい かた ふく
判定された方を含みます。

② めんきょ ひつよう しょくしゅ とうがいしょくしゅ ひつよう めんきょ ゆう
免許が必要な職種については、当該職種に必要な免許を有する

かた
方

※ きょういんめんきょ ゆうこうきかんちゅう かぎ
教員免許については有効期間中のものに限りま

③ ちほうこうむいんほうだい16じょう かくごう がいとう かた
地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方

さんこう ちほうこうむいんほうだい16じょう
(参考) 地方公務員法第16条

きんこいじょう けい しょ しっこう お しっこう
・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を
う
受けることがなくなるまでのもの者

ひょうごけん ちょうかいめんしょく しょぶん うけ とうがいしょぶん ひ 2ねん
・ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年
けいか もの
を経過しない者

にほんこくけんぽうしこう ひいご にほんこくけんぽう もと せいりつ
・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立

せいふ ぼうりょく ほかい しゅちょう せいとう た だんたい
した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を

けっせい かにゆう もの
結成し、またはこれに加入した者

④講師等登録希望者は、③に加えて、学校教育法第9条の以下の

各号のいずれにも該当しない方

(参考) 学校教育法第9条

・禁錮以上の刑に処せられた者

・教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

・教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により

免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

3 登録手続き及び受付

登録は年間を通じて随時受け付けています。所定の「障がい者人材

登録申込書」に必要事項を記入し、兵庫県教育委員会事務局

教職員課給与・業務改善班へ、持参または郵送してください。

4 登録の有効期間

有効期間は登録を希望された年度限り（1年以内）です。年度を越えて

任用を希望する場合は、再度登録してください。

5 選考の方法

該当の職種に欠員が生じた時に、学校からご本人あてに直接

連絡し、面接による選考を行います。面接の際に障害者手帳等の

確認をさせていただきます。

6 任用予定校

ひょうごけんりつ こうとうがっこうおよびとくべつしえんがっこう
兵庫県立の高等学校及び特別支援学校

7 任用の時期

任用は、欠員が生じた時点で年間を通じ随時行われます。

8 任用期間

原則として1年以内。学校の状況に応じ任用期間は異なります。

9 勤務条件

臨時的任用職員の給料等は、それぞれの職種（しよくしゆ）の正規職員（せいきしよくいん）に

準じます。（経歴（けいれき）に応じて給料月額（きゆうりょうげつがく）を決定（けつてい）します。）

会計年度職員（かいけいねんどしよくいん）の報酬（ほうしゅうとう）等は任用形態（にんようけいたい）によって異なります。

（参考：大学等卒業直後採用の場合）※地域手当を除く

臨時講師：208,208円 事務職員：171,700円

栄養士（短大卒）：160,100円 校務員：167,700円

実習員・調理員：174,500円

※上記以外に諸手当が支給されません。

非常勤講師：2,810円（50分）

10 登録申込書の配布場所

兵庫県教育委員会事務局教職員課給与・業務改善班

(県庁3号館11階)

※ 教職員課のホームページからダウンロードができます。(両面印刷をして使用してください)

※ 登録申込書を郵送で取り寄せる場合は、返信用として長3号封筒に返送先を明記のうえ、84円切手を貼付し、送付してください。

その際、「障がい者人材登録申込書」希望と朱書きしてください。

11 登録申込書の提出先及び問い合わせ先

〒650-8567

(この番号を使うと住所の記載は不要です)

兵庫県教育委員会事務局教職員課給与・業務改善班

TEL (078) 341-7711 内線5651

FAX (078) 362-4284

12 その他

○ 登録内容に変更が生じた場合は、必ず電話・FAXやハガキ等で連絡してください。

○ 任用には限りがありますので、登録しても任用できない場合があります。

○ 登録され方は、任用が決まり次第、早急にFAXまたはハガキで任用状況を報告してください。

FAX (078) 362 - 4284

ひょうごけんりつがっこう しょう しゃじんざいとろうく にんようほうこく
兵庫県立学校 障がい者人材登録 任用報告

きょうしよくいんかきゅうよ ぎょうむかいぜんはん いき
教職員課給与・業務改善班 行

きぼうしよくしゆ 希望職種	
------------------	--

名 前 _____

TEL () — _____

下記のとおり任用が決定しましたので報告します。

任用 状 況	がっこうめい 学 校 名	にんようきかん 任用期間	しよくしゆ 職 種	にんようけいたい 任用形態	きんむじかん 勤務時間 ひじょうきん (非常勤)
		学校	年 月 日 ～ 年 月 日		常勤・非常勤
	学校	年 月 日 ～ 年 月 日		常勤・非常勤	